

令和4年12月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ネ)第3376号 不当利得返還等請求控訴事件(原審 東京地方裁判所令和3年(ワ)第12587号)

口頭弁論終結日 令和4年10月13日

判 決

[REDACTED]

控 訴 人 宮 城 史 門

東京都新宿区四谷4丁目28番14号パレ・ウルー5階

被 控 訴 人 プレカリアートユニオン

同 代 表 者 関口直子(清水直子)

同訴訟代理人弁護士 井 上 幸 夫

平 井 康 太

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、125万円及びこれに対する令和3年6月23日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要(略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。以下、本判決において同じ。ただし、「被告規約」を「被控訴人規約」に読み替える。)

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、(1)①被控訴人が控訴人の元雇用主であった[REDACTED](以下「[REDACTED]」という。)との間で控訴人の意に反する内容の和解(以下「[REDACTED]」という。)を成立させて控訴人に16万2000円相当の精神的苦痛を与え、②被控訴人が控訴人の元雇用

主であった[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）との間で控訴人の意に反する内容の和解（以下「[REDACTED]」という。）を成立させて控訴人に50万円相当の精神的苦痛を与え、③被控訴人にアルバイトとして雇用されていた控訴人を被控訴人が違法に懲戒解雇するとともに、「制裁の通知」と題する書面（乙1。以下「本件書面」という。）を掲示することにより控訴人の名誉を毀損し、控訴人に50万円相当の精神的苦痛を与えたと主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料合計116万2000円及びこれに対する令和3年6月23日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、(2)①控訴人が[REDACTED]との和解により受領した解決金のうち3万8000円を被控訴人が法律上の原因なく拋出金名目で徴収し、②控訴人が[REDACTED]との和解により受領した解決金のうち30万円を被控訴人が法律上の原因なく拋出金名目で徴収したと主張して、不当利得返還請求権に基づき、不当利得金合計33万8000円（以下「本件拋出金」という。）及びこれに対する令和3年6月23日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年3分の割合による法定利息の支払を求めている事案である。

2 原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴をした。ただし、当審において、控訴人は、上記請求のうち本件書面を掲示したことによる不法行為に基づく損害賠償金25万円及びこれに対する令和3年6月23日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を求める部分を放棄した。

3 前提事実及び当事者の主張は、次のとおり原判決を補正し、次項に当審における控訴人の補充主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」第2の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

(1) 原判決2頁20行目末尾に「控訴人は、平成30年2月頃、氏を「前田」か

ら「宮城」に変更した（甲１）。」を加える。

(2) 原判決３頁１４行目の「[REDACTED]」を「[REDACTED]」に改める。

(3) 原判決６頁１行目の「と本件書面の掲示」を削除する。

(4) 原判決６頁１０行目冒頭から同頁１７行目末尾までを次のとおり改める。

「(イ) 控訴人は、上記の被控訴人の行為により、２５万円に相当する精神的苦痛を受けた。」

(5) 原判決７頁１９行目の「と本件書面の掲示」及び同頁２０行目冒頭の「(ア)」を削除する。

(6) 原判決８頁１行目冒頭から同頁３行目末尾までを削除する。

４ 当審における控訴人の補充主張

(1) 懲戒解雇による不法行為について

原判決は、控訴人と被控訴人との関係を準委任契約であると認定し、控訴人が主張する違法な懲戒解雇はその前提を欠いていると判断しているが、次のとおり、雇用契約が成立していたものと認定するのが相当である。

ア 使用者は、労働者に対し、勤務時間や勤務場所を指定することができるが、この労務指揮権は使用者の権利であり、被控訴人がこれを行使せず、勤務時間や勤務場所を控訴人の裁量に委ねたとしても、これによって雇用契約が否定されるものではない（ただし、控訴人は、勤務場所について、事件記録の機密性等の事情から、原則として被控訴人事務所で作業するよう指示されていた。）。

イ 控訴人は、平成３０年５月から平成３１年３月までの間、継続的に業務に従事し、毎月１５万円から２０万円程度の賃金を受領し、その間、他の仕事は兼業していない。

ウ 被控訴人では、毎月執行委員会が開催されていたところ、平成３０年９月８日開催の執行委員会では、控訴人がアルバイトとして採用されていることが確認されている。すなわち、同日開催された執行委員会レジュメ（甲６４）

には、[REDACTED]執行委員が、手書きで、「アルバイト」「前田さん（当時の控訴人の氏）」と記入している。

(2) 本件拋出金に関する不当利得返還請求権について

ア 原判決は、被控訴人が本件拋出金 33 万 8000 円を受領した点に関し、被控訴人規約 22 条 1 項 3 号に基づくものであって、法律上の原因がないとはいえない旨判断しているが、次のとおり、被控訴人規約 22 条 1 項 3 号は、弁護士法 72 条に違反し、無効であり、本件拋出金の受領には法律上の原因がない。

(ア) 被控訴人規約 22 条 1 項 3 号は、被控訴人の支援を受けて労働者災害補償の一時金が支払われた場合も、その 2 割相当額を拋出金として被控訴人に納入する旨を定めているが、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の申請は、弁護士及び社会保険労務士の独占業務とされているのであって、これを被控訴人が支援し、報酬を取得する行為は、弁護士法 72 条違反の非弁活動に該当するから、上記規定は無効である。

(イ) 被控訴人規約 22 条 1 項 3 号は、「使用者側等相手方」から「和解金、未払い賃金、慰謝料等、名称のいかんを問わず解決金が支払われた場合」に拋出金を納入する旨定めているところ、このように、被控訴人が、組合員のために、使用者以外の者との間でも何らかの交渉を行い、報酬を取得することを前提にしている。しかしながら、被控訴人は、労働組合として使用者と団体交渉をすることができるものの（労働組合法 6 条）、使用者以外の者との間で団体交渉等を行うことは法的に許容されていないから、上記規定は、弁護士法 72 条に違反した非弁活動に該当し、無効である。

(ウ) 被控訴人規約 22 条 1 項 3 号は、上記のとおり、被控訴人の行為として、使用者以外の者との団体交渉、労働者災害補償の一時金の申請代行、法律事務の周旋という非弁活動を定めているが、これらは労働組合法及び被控訴人規約 4 条で定められた目的の範囲外の行為として許されず、無効であ

る。

(エ) 被控訴人規約22条1項3号で定める拠出金は、解決金の2割相当額を被控訴人に納入するとしているが、これは、(旧)日本弁護士連合会弁護士報酬基準(甲53)と比較しても相当に高額であり、弁護士法72条に違反し、無効である。特に[]との和解では、解決金[]万円の中から、被控訴人が、自らが30万円を取得したほか、弁護士に30万円を支払わせ、合計60万円を拠出金として徴収している。

(オ) そもそも被控訴人は、法不適合組合であり、労働組合法所定の労働組合ではないのであるから、組合員から拠出金を受領することは許されない。すなわち、被控訴人には、[]及び[] []の代表取締役である[](以下「[]」という。)が組合員として加入し、役員にもなっているところ(甲27、31、68)、同人は、単に企業の経営者というだけではなく、被控訴人が団体交渉をしていた相手方企業の顧問税理士をしていたものであり、使用者側の顧問税理士を加入させているという点でも問題である。このように、被控訴人は、使用者側の立場の者を、組合の運営に深く関与させているのであって、労働組合法2条ただし書1号に該当し、労働組合としては認められない。また、被控訴人については、東京都労働委員会が資格審査により法適合組合であることを認定しているが、そもそも労働委員会の資格審査は形式審査であり(労働組合法5条)、[]のほか、自営業者が事実上支配していたとしても、法適合組合であると認定されるため、これは法適合組合であることの理由にはならない。したがって、被控訴人は、法適合組合ではないから、労働組合として組合員から拠出金を徴収することは許されない。

イ 仮に被控訴人規約22条1項3号が有効であるとしても、[] []との和解において被控訴人に支払った拠出金は、次のとおり、同規約に照

らしても支払義務の範囲外であり、被控訴人の受領には法律上の原因はない。

(ア) 被控訴人が、[REDACTED]との和解において受領した拋出金30万円は、実質的には弁護士周旋に対する報酬として受領したものであり、被控訴人規約22条1項3号所定の拋出金ではない。すなわち、被控訴人は、控訴人が[REDACTED]に懲戒解雇されたことに関して団体交渉をしていたが、団体交渉では解決できなかったため、控訴人に対して佐々木亮弁護士（以下「佐々木弁護士」という。）を紹介し、その結果、控訴人は、佐々木弁護士を代理人として、被控訴人による団体交渉とは関係なしに[REDACTED]との和解を成立させたものであって、この場合、控訴人は、佐々木弁護士に弁護士報酬を支払う義務があるとしても、被控訴人に対して拋出金を支払う義務はない。むしろ、被控訴人が受領した30万円は佐々木弁護士を周旋したことに対する報酬という弁護士法72条違反の非弁活動に対する報酬であって、その受領に法律上の原因はない。

(イ) 被控訴人が、報酬を得る目的で弁護士周旋を業として行っていることは、以下の事例からも明らかである。

① [REDACTED]組合員（以下「[REDACTED]」という。）の案件

被控訴人は、[REDACTED]の勤務先会社に対する未払賃金請求の案件について、団体交渉を申し入れたが（甲54）、団体交渉では解決できなかったため、[REDACTED]に嶋崎量弁護士（以下「嶋崎弁護士」という。）を紹介した。その嶋崎弁護士は、[REDACTED]の代理人として訴訟を提起し、勤務先会社との間で和解を成立させたが、そこで支払われた解決金の中から弁護士報酬を控除し、その残額を被控訴人に対して支払った（甲55）。すると、被控訴人は、本来なら拋出金を受領できないはずであるのに、解決金の1割を拋出金として控除してその残額を[REDACTED]に還付しているものであって、これは、弁護士を周旋したことによる報酬であることは明らかである。

② [REDACTED]組合員（以下「[REDACTED]」という。）の案件

被控訴人は、■の勤務先会社に対する未払賃金請求の案件について、団体交渉を申し入れたところ（甲５６）、団体交渉では解決できず、むしろ、解雇されるという事態になったため、嶋崎弁護士等を紹介した。その嶋崎弁護士は、■の代理人として訴訟を提起したが、その後、■と嶋崎弁護士との間で信頼関係が破壊され、トラブルに発展した。すると、被控訴人は、■の嶋崎弁護士に対する言動（甲５７）を理由として、■を権利停止処分にした（甲５８）。このように被控訴人は、自らが組合員に紹介した弁護士との間のトラブルが生ずると、組合員に対して制裁を科していることからすれば、被控訴人が弁護士の周旋を業としていることは明らかである。

③ ■組合員（以下「■」という。）の案件

被控訴人は、勤務先会社から解雇された■の解雇撤回要求の案件について、団体交渉を申し入れたが（甲５９）、団体交渉では解決できなかったため、佐々木弁護士を紹介した。当時、■は、勤務先会社との間で地位確認等請求訴訟が神戸地方裁判所姫路支部に係属中であったが（甲６１）、従前の代理人弁護士を解任し、佐々木弁護士を代理人として新たに選任した。ところが、被控訴人は、■の意思に反して勤務先会社に対して街宣活動をしたため、■が被控訴人を脱退する旨申し出たところ、佐々木弁護士を辞任させるとして脅迫した。結局、■は、被控訴人を脱退したが（甲６０）、被控訴人は、■の脱退がなかったものとして、嶋崎弁護士を代理人として、■に対し、上記地位確認等請求訴訟において■が得た未払賃金約■万円に関する拋出金約■万円を請求する訴訟を提起するとして、その支払を請求し、これに対し、■は、既に被控訴人を脱退しているとして拋出金の支払請求を拒絶した。ところが、控訴人が、偶然、■の脱退届の写しを保有していたため、これを■に提供したところ、被控訴人は、上記拋出金支払請求訴訟の提起を断念した。

このように、被控訴人は、自らが紹介した弁護士を、依頼者である組合員の意向にかかわらず辞任させる程の影響力を有しているところ、その影響力を背景として、組合員に拠出金を支払わせようとして、脱退を制限したり、脱退の事実を隠蔽しようとしたりすることで、弁護士が解決した案件に関してまで、拠出金を請求している。特に[]の件については、既に被控訴人を脱退していたこと、被控訴人は、佐々木弁護士を紹介しただけであるのに拠出金を請求していることに照らせば、拠出金の性質が弁護士の紹介料であることが裏付けられる。したがって、被控訴人が弁護士の周旋を業として報酬を得ていることは明らかである。

- (ウ) 上記3案件の経緯に照らすと、[]との和解において、被控訴人が受領した拠出金も、被控訴人が、団体交渉では解決できず、単に弁護士を紹介したというだけで受領しているものであるから、被控訴人規約22条1項3号所定の拠出金ではなく、弁護士を周旋した報酬として受領しているものであって、その受領は許されない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正し、次項において当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほか、原判決の「事実及び理由」第3の1ないし3（原判決8頁18行目から15頁13行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 原判決9頁17行目の「和解協議書」を「和解協定書」に改める。
- (2) 原判決10頁6行目の「利害関係人[]」の後に「(控訴人が代表取締役)」を挿入する。
- (3) 原判決12頁3行目の「自ら納得して」から同頁4行目の「ものであって」までを、「他にもアルバイト収入があるため、自ら納得して[]」との

和解を成立させたものであること、和解協定書（乙４）にも自ら押印していることに照らせば、」に改める。

(4) 原判決１２頁１１行目から１２行目にかけての「原告の陳述書（甲１）を踏まえても、」の後に、「控訴人が被控訴人から和解を強制されたような状況は見当たらず、」を挿入する。

(5) 原判決１２頁１５行目の「と本件書面の揭示」と同頁１６行目冒頭の「ア」を削除する。

(6) 原判決１２頁２６行目の「源泉徴収等はされておらず、」から１３頁３行目の「自然である。」までを次のとおり改める。

「出金伝票（甲３８の１～３）を見ると、個別の事務作業に対応して金額が記載されているため、被控訴人から事務作業を依頼されると、その作業に応じて報酬が支払われていたものと推認され、また、そこから源泉徴収がされている形跡もないため、「行動費」は賃金として支給されていたというよりも、むしろ、準委任契約に基づく報酬（手間賃）等として支払われていたものとする方が自然である。」

(7) 原判決１３頁３行目の「上記①については、」の後に「組合内部の関係者間のメールであり、」を挿入し、同頁６行目の「法的関係を正確に理解した」を「法的関係を意識した」に改める。

(8) 原判決１３頁１３行目冒頭から同頁２３行目末尾までを削除する。

(9) 原判決１４頁１８行目冒頭から２１行目末尾までを次のとおり改める。

「こうした観点から本件を検討すると、労働組合が組合員のために雇用主と団体交渉を行って和解を成立させることは、労働組合に求められた正当な業務であって（労働組合法６条参照）、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入しているとはいえないし、それによって組合員やその他の関係者の利益を損ねているともいえない。また、被控訴人規約２２条１項３号では、組合員は、自己の権利に関わる問題について団体交渉を経て、使用者から解決金が支

払われた場合に、その2割相当額を組合活動のための基金として組合に納入するものとされているところ、労働組合が、その活動を維持するためには、自主性のある収入を確保する必要がある、組合活動の基金として組合加入金、組合費、寄付金のほか、上記のような拠出金を定めることもその必要性は否定できないし（証拠（甲2）によれば、控訴人が被控訴人に加入した平成28年6月当時、被控訴人の組合加入金は3000円、組合費は月1000円にすぎなかったことが認められる。）、拠出金を組合に納入する割合についても、原則として2割としながら、事情により減額できる旨も定められている（同号ただし書。本件でも解決金19万円の場合は2割、解決金[REDACTED]万円の場合は1割というように、解決金の金額に応じて拠出金が減額調整されている。）。これらを総合すると、被控訴人規約によって組合員等の利益を損ねているともいえず、非弁護士の法律事務を原則として禁止することによって、国民の法律生活上の利益に対する弊害が生ずることを防止するという弁護士法72条の趣旨を潜脱するおそれがあるともいえない。したがって、被控訴人の行為は、」

- (10) 原判決15頁6行目の「左右するものとはいえないし、」を「左右するものとはいえない。」に改め、同頁6行目の「上記②に」から同頁10行目末尾までを次のとおり改める。

「上記②については、被控訴人の役員に労働者でない者が一部加入していたとしても、それによって直ちに労働組合としての自主性が否定され、法不適合組合となるものではないし、被控訴人が企業経営者側によって事実上支配されていると認定するに足る証拠はないこと、別件で東京都労働委員会の命令書においても、労働組合法2条違反は存在せず法適合組合と判断されているし（乙6）、東京都労働委員会の資格審査により被控訴人が法適合組合であると認定されていることからしても（乙5の1～3）、被控訴人が法適合組合ではないとはいえず、いずれも採用することができない。」

2 控訴人の補充主張に対する判断

(1) 懲戒解雇による不法行為について

ア 控訴人は、勤務時間が労働者の裁量に委ねられていたとしても、勤務時間を指定するか否かは使用者の権利であるから、勤務時間が指定されていないからといって、控訴人の雇用契約が否定されるものではない旨主張する。しかしながら、控訴人の雇用契約を認定できないことは、当審が補正の上で引用する原判決「事実及び理由」第3の2(3)で説示するとおりであり、勤務時間が指定されていないという事実のみから直ちに控訴人の雇用契約を否定しているわけではない。

イ 控訴人は、平成30年5月から平成31年3月まで、他に兼業せず、被控訴人において継続的に業務に従事し、毎月15万円から20万円を受領していたことを雇用契約の根拠として主張する。しかしながら、控訴人が主張する上記の事情は、雇用契約ではなく、業務委託に基づき作業に従事して報酬を得ていた場合にも整合するから、これらをもって雇用契約を認定することはできない。

ウ 控訴人は、被控訴人の執行委員会において、控訴人がアルバイトとして採用されていることが確認された旨主張し、その証拠として執行委員会レジューメに[REDACTED]執行委員が手書きで「アルバイト」「前田さん（当時の控訴人の氏）」を記入しているもの（甲64）を提出する。しかしながら、当審が補正の上で引用する原判決「事実及び理由」第3の2(3)で説示するとおり、控訴人は、被控訴人において、「書記局アルバイト」と呼称されていたところ、これが法的関係を意識した上での表現とは理解できないのであって、控訴人の主張は採用できない。

(2) 本件抛出金に関する不当利得返還請求権について

ア 控訴人は、被控訴人規約22条1項3号は無効であり、これに基づいて被控訴人が受領した本件抛出金33万8000円は法律上の原因がない旨主張するが、次のとおり、控訴人の主張は採用できない。

(ア) 控訴人は、被控訴人規約 2 2 条 1 項 3 号が、被控訴人の支援を受けて労働者災害補償の一時金が支払われた場合に拠出金を納入する旨を定めているが、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の申請は、弁護士及び社会保険労務士に限られているから、拠出金の取得は弁護士法 7 2 条に違反し、無効である旨主張する。しかしながら、被控訴人規約 2 2 条 1 項 3 号は、被控訴人が保険給付の申請を代行することまで想定しているものとは読めないし、むしろ、被控訴人による支援としては、例えば、業務起因性の立証の援助・助言等が想定されるところである。また、そもそも本件では、労働者災害補償の一時金の中から拠出金を受領しているわけではないから、団体交渉等を経て解決金が支払われた場合まで当然に無効になるものではない。したがって、いずれにせよ控訴人の主張は採用できない。

(イ) 控訴人は、被控訴人規約 2 2 条 1 項 3 号は、「使用者側等相手方」から解決金が支払われた場合に拠出金を納入する旨を定め、被控訴人が、使用者以外の者との間で団体交渉して報酬を得ることを前提にしているから、弁護士法 7 2 条に違反し、無効である旨主張する。しかしながら、被控訴人規約 2 2 条 1 項 3 号は、解決金の支払について規定しているだけで、団体交渉の相手として使用者以外の者を想定しているとは読めないし、直接の勤務先が無資力の場合に、勤務先の親会社又は勤務先の代表者が利害関係人として解決金を支払うことは実務的にしばしば見られるところであり、そうした場合を想定した規定と理解できるのであって、控訴人の主張は採用できない。

(ウ) 控訴人は、被控訴人規約 2 2 条 1 項 3 号は、被控訴人が、使用者以外の者との団体交渉、労働者災害補償の一時金の申請代行、法律事務の周旋という非弁活動を定めているが、これらは労働組合法及び被控訴人規約 4 条で定められた目的の範囲外の行為として許されず、無効である旨主張する。しかしながら、上記のとおり、被控訴人規約 2 2 条 1 項 3 号が、被控訴人

において、使用者以外の者との団体交渉、労働者災害補償の一時金の申請代行を許容しているものとは理解できないし、文言上も、法律事務の周旋を許容しているとは読めないのであって、控訴人の主張は採用できない。

- (エ) 控訴人は、被控訴人規約22条1項3号で定める拠出金は、解決金の2割相当額であり、(旧)日本弁護士連合会弁護士報酬基準(甲53)と比較しても相当に高額であり、弁護士法72条に違反し、無効である旨主張する。

しかしながら、当審が補正の上で引用する原判決「事実及び理由」第3の3(2)で説示するとおり、労働組合が自主性のある財源を確保するためには、組合加入金及び毎月の組合費だけでは十分とはいえないし、拠出金は、原則として2割であるが、事情により減額できる旨も定められ、
 との和解のように解決金が高額の場合は1割に減額され、運用においても調整されているのであって、弁護士法72条違反とはいえない。

また、控訴人は、 との和解では、解決金 万円の中から、被控訴人が、自らが30万円を受領したほか、弁護士に対しても30万円を支払わせ、合計60万円を拠出金として徴収している旨指摘する。しかしながら、控訴人は、 の申立てに係る街宣禁止仮処分申立事件において、佐々木弁護士は、被控訴人のほか、控訴人個人の代理人としても活動したため、控訴人個人に関する報酬として30万円が支払われたものであって(甲11、35)、被控訴人が拠出金として30万円を追加で受領したものではない。

- (オ) 控訴人は、被控訴人は、企業経営者の立場にある を組合員として加入させ、同人を役員とし、他にも自営業者を役員としているから、労働組合法2条ただし書1号に該当し、法不適合組合であり、労働組合法所定の労働組合ではないから、組合員から拠出金を受領する理由はない旨主張する。

しかしながら、労働組合法2条は、労働組合が自主的に組織・運営されていることを求めるものであり、同条ただし書1号についても、労働組合としての自主性の有無の観点から実質的に判断すべきであると解される
ところ、当該組合の組合員の使用者ではない会社経営者又は自営業者等が、組合員又は役員として労働組合に加入しているからといって、直ちに当該労働組合が使用者側によって事実上支配されているとはいえないし、労働組合が、使用者側と対等に議論し交渉するためには、社会保険労務士、公認会計士等の資格を有する人材を確保する必要もあるが、これを厳格に労働者に限定してしまうと人材の確保も困難であること、本件では、平成28年8月の[]との和解の際の拠出金と、平成30年12月の[]との和解の際の拠出金が問題とされているところ、平成29年9月及び平成30年9月に選任された被控訴人の役員は、一部に会社経営者、自営業者及び管理職会社員がいるが、それだけでは労働組合としての自主性が失われる程度に至っているとは認められないし、控訴人が指摘する[]が役員に選任されたのは、令和元年9月であること（甲27）に鑑みれば、少なくとも、本件拠出金を受領した当時の被控訴人が法不適合組合であるとはいえず、控訴人の主張は採用できない。

イ 控訴人は、仮に被控訴人規約22条1項3号が有効であるとしても、[]との和解において被控訴人が受領した金員は、同号所定の拠出金ではなく、弁護士を周旋したことに対する報酬という弁護士法72条違反の非弁活動による報酬であるから、その受領に法律上の原因はない旨主張し、その根拠として、被控訴人に所属した他の組合員（[]、[]、[]）の事例を援用している。

しかしながら、控訴人は、[]との労使紛争に関し、被控訴人に団体交渉を依頼し、これに応じて被控訴人が団体交渉を開始し、それとの関連で街宣活動が行われたところ、[]の申立てに係る街宣

禁止仮処分申立事件では、控訴人のほか、被控訴人も当事者とされたため、佐々木弁護士は、両名の代理人として[REDACTED]に対応し、同事件の審尋期日では、紛争の全体的な解決のため、街宣禁止仮処分のほか、[REDACTED]と控訴人間の労使関係の問題についても解決金[REDACTED]万円の支払が定められたことからすると（甲1、11、35）、控訴人が主張するように、団体交渉では控訴人の労使問題を解決できなかったために、控訴人が、被控訴人から紹介された佐々木弁護士に依頼し、団体交渉とは関係なく解決に至ったというよりも、むしろ、被控訴人による団体交渉等の延長ないし一環として審尋期日の中で解決金の支払が合意に至ったと考えるのが相当である。

また、控訴人は、被控訴人の他の組合員の事例を援用しているが、そもそもこれらの事例において、被控訴人が、弁護士を周旋したことに対する報酬として金員を受領していることを認定するに足りる証拠はないし、仮にそれが認定できるとしても、それによって、[REDACTED]との和解において被控訴人が受領した30万円が弁護士を周旋したことに対する報酬であると認定できるわけではないのであって、他に、上記30万円が弁護士を周旋したことに対する報酬であることを認定するに足りる証拠はない。

ウ 以上から、本件拋出金については、法律上の原因がないとは認められない。

- 3 その他、原審及び当審における当事者双方の主張に鑑み、証拠の内容を検討しても、当審における上記認定判断（原判決引用部分を含む。）を左右しない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官

増田 稔 

裁判官

遠藤 東路 

裁判官

貝阿 彌 亮 

これは正本である。

令和4年12月15日

東京高等裁判所第24民事部

裁判所書記官 押 見 容 子

